

西原町身体障害者協会会則

(名 称)

第1条 本会は、「西原町身体障害者協会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、会員自ら進んでその障害を克服し、社会活動へ参加することにより、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、西原町社会福祉センター内に置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は正会員と賛助会員とし、正会員は西原町に居住する身体障害者をもって、賛助会員はこの会の目的に賛同する者をもってあてる。

(事 業)

第5条 本会は、目的を達せするために次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の実態調査並びに手帳の交付を促進
- (2) 身体障害者福祉に関する制度の周知徹底
- (3) 身体障害者の福祉更正に関する企画調整並びに研究
- (4) 自立更生のための各種講習会の実施
- (5) 各関係団体との連絡調整並びに協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(機 関)

第6条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 部会

(総 会)

第7条 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 次の事項を総会で決定する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員を選出に関する事項

- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他重要な事項

(理事会)

第8条 理事会は、監事を除く役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に討議する事項
- (2) 会議運営に必要な事項
- (3) その他緊急及び重要な事項

(議長)

第9条 総会及び理事会の議長は、会長があたる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記・会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 役員は会員の中から選出する。

- 2 会長、理事及び監事は総会において選出する。
- 3 他の役員については、会長が会員の中から任命し総会の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会に参加するとともに事業執行の任にあたる。
- (4) 書記・会計は、庶務及び会計等を処理する。
- (5) 監事は、会務を監査し総会において報告する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了期間も後任が就任するまでは、その任務を行うものとする。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

(会 計)

第 15 条 本会の運営は、会費、補助金、寄付金等をもってあてる。

2 会費は、年額 1,000 円とする。ただし特別の事情が認められる場合は、理事会の決定により、会費を免除することができる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日までとする。

附則

この会則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。